発

卵神奈川県公報



県の花:山ゆり

令和6年9月6日(金曜日)

定期第543号

目を	ページ
	~ _ \
O告示	
個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の一部改正(総務・税務指導課)	729
指定納付受託者の指定(福祉子どもみらい・青少年課)	729
土地区画整理組合の定款の変更認可(県土整備・都市整備課)	730
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(県土整備・砂防課)	730
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(県土整備・砂防課)	731
○公告	
都市計画の図書の写しの縦覧(3件)(県土整備・都市計画課)	731
開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)	732
道志川及び津久井湖における投網による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間(内水面漁場管理委	
▋ 員会)	732

○ ス ホ ☆#

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(会計・調達課)

733

告 示

神奈川県告示第528号

個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定(平成21年神奈川県告示第307号)の一部を次のように改正する。

令和6年9月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

2の(6)の表に次のように加える。

公益財団法人小川賢太郎奨学財団 (横浜市西区浅間町一丁目7番地		令和6年3月1日から
1)		
公益財団法人成建福祉財団 (川崎市宮前区鷺沼一丁目15番地16)	同上	令和6年2月14日から
公益財団法人三溪園保勝会(横浜市中区本牧三之谷58番1号)	同上	令和6年1月1日から

2の(8)の表に次のように加える。

社会福祉法人幸保園(三浦郡葉山	同上	令和6年1月1日から
町一色932番地)		

3の表に次のように加える。

特定非営利活動法人森ノオト(横浜	同上	令和6年1月1日から令和10年11
市青葉区鴨志田町818番3)		月30日まで

神奈川県告示第529号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により厚木市長から都市計画の図 書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和6年9月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

厚木都市計画十地区画整理事業厚木市森の里東十地区画整理事業

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により厚木市長から都市計画の図 書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和6年9月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称 厚木都市計画地区計画森の里東地区地区計画

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 令和6年9月6日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

開発区域に含まれる地域の名称	座間市四ツ谷字堀向6の1ほか5筆
開発区域の面積	546. 17平方メートル
開発許可を受けた者の住所	相模原市中央区富士見2-8の8
開発許可を受けた者の氏名	住宅情報館株式会社 代表取締役 黒瀬 雄治
開発許可年月日及び許可番号	令和6年4月25日 神奈川県指令厚土東第610008号

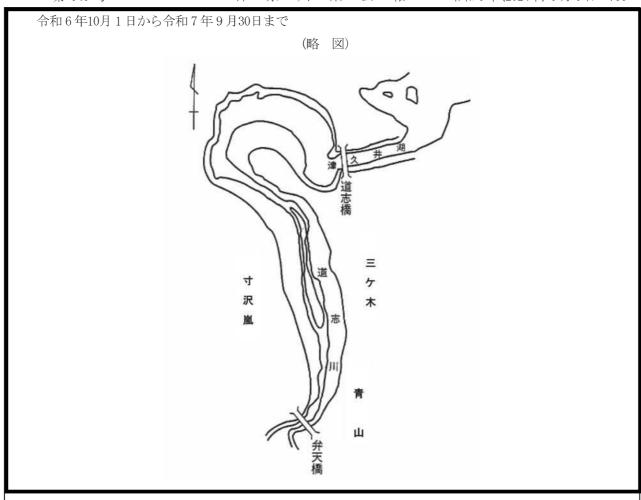
神奈川県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号) 第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、道志川及び津久井湖にお ける投網使用による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間について次のとおり指示する。

令和6年9月6日

神奈川県内水面漁場管理委員会 会長 井 貫 晴 介

- 1 採捕の禁止区域 弁天橋橋脚下流端から道志橋上流端までの区域
- 2 採捕の禁止期間



入札公告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。 令和6年9月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

- (1) 購入物品の名称及び数量 避難者用屋内テント 5,000張
- (2) 納入期限 令和7年3月21日
- (3) 納入場所 入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競 争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目と して「消防防災用品」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。